

社会医療法人に 26 法人が認定

2009/1/28

医療計画 5 事業実施施設は固定資産税等も非課税に

救急医療など公益性の高い医療を提供する医療法人として第 5 次医療法改正で創設された社会医療法人に、約半年で 26 法人が認定されていることが分かった。

厚生労働省が発表した認定状況をみると（次頁）26 法人のうち 7 法人が大阪府で、続いて島根県が 3 法人、北海道、岐阜県、鳥取県、福岡県が 2 法人となっている。特定の都道府県に偏っているのは、認定が委ねられている都道府県の医療審議会が開催されるタイミングとの関係である。

社会福祉法人などと同じ税制優遇措置

社会医療法人の認定には、医療計画で定められた 5 事業〔救急医療、災害医療、へき地医療（必要な場合のみ）周産期医療、小児医療（小児救急医療含む）〕と都道府県知事が特に必要と認める医療を行っていることが要件の一つとなっている。一方で、社会医療法人には収益事業が認められていることに加え税制面でも優遇措置がとられており、法人税は医療保健業に対しては非課税、それ以外は税率 22%と、社会福祉法人や学校法人と同様の取り扱いとなっている。

【医療保健業を行う非営利法人の法人税率】

	医療法人	特別医療法人	特定医療法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人	社会医療法人
医療保健業	30%	30%	22%	22% (財)船員保険 会等は非課税	非課税	非課税	非課税
収益事業		30%		22%	22%	22%	22%

特別医療法人は経過措置（2012年3月31日まで存続）を経て廃止となるため、新規認定は行われていない

さらに 2009 年度税制改正によって、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療を行っている社会医療法人は、社会福祉法人や学校法人同様に固定資産税、都市計画税、不動産取得税も非課税となる方向で、これは有料駐車場等を除く医療機関全体が対象となる。

今回の税制改正の背景には、運営効率が芳しくない自治体病院の代わりに、民間に公益性の高い医療を提供してもらい動きを加速させたい狙いがある。端的に言うと経営改善が進まない自治体病院の受け皿を社会医療法人にしたいという意向が透けて見える。そのため、自治体病院が引き受ける際にネックとされている固定資産税等は非課税とされるのである。

従来から地域医療の中心的役割を果たし不採算医療も担っている地方の民間病院にとっては、税制優遇措置のある社会医療法人になるメリットがさらに増すことから、今後も増加が見込まれる。

【社会医療法人の認定状況】

(2008年12月18日現在)

都道府県	病院名	認定年月日
北海道	カレスサッポロ北光記念病院	2008年7月10日
	函館渡辺病院	2008年11月1日
青森県	博進会南部病院	2008年12月1日
福島県	福島厚生会福島第一病院	2008年11月1日
石川県	董仙会恵寿総合病院	2008年11月1日
長野県	慈泉会相澤病院	2008年12月1日
岐阜県	厚生会木沢記念病院	2008年10月1日
	蘇西厚生会松波総合病院	2008年10月1日
滋賀県	誠光会草津総合病院	2008年9月1日
大阪府	愛仁会千船病院 高槻病院	2009年1月1日
	協和会加納総合病院 北大阪病院	2009年1月1日
	真美会中野こども病院	2009年1月1日
	生長会府中病院 ベルランド病院	2009年1月1日
	栄公会佐野記念病院	2009年1月1日
	きつこう会総合病院多根病院	2009年1月1日
	ペガサス馬場記念病院	2009年1月1日
鳥取県	明和会医療福祉センター渡辺病院	2008年10月1日
	仁厚会医療福祉センター倉吉病院	2008年10月1日
島根県	昌林会安来第一病院	2008年11月26日
	石州会六日市病院	2009年1月1日
	清和会西川病院	2009年1月1日
香川県	大樹会総合病院回生病院	2008年10月1日
愛媛県	更生会村上記念病院	2008年12月1日
福岡県	大成会福岡記念病院	2008年11月1日
	至誠会木村病院	2009年1月1日
大分県	天心堂へつぎ病院	2008年10月8日

(厚生労働省資料をもとに作成)